

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会第1回総会

次 第

1. 開 会

2. 議 事

【第1号議案】第71回国民体育大会雫石町開催方針（案）について

【第2号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会
平成25年度事業計画（案）について

【第3号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会
平成25年度収支予算（案）について

【第4号議案】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会常任委員会への
委任事項（案）について

【報告事項】希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会
事務局規程について

3. 連絡事項

4. 閉 会

【第1号議案】

第71回国民体育大会雫石町開催方針(案)について

第71回国民体育大会雫石町開催方針(案)は、次のとおりとする。

1 開催方針

第71回国民体育大会は、わが国最大のスポーツの祭典であり、東日本大震災からの復興を続ける岩手県の姿を全国に発信するという特別な意味を持つ大会でもあり、町民と行政が一丸となりこの大会の成功を目指します。

この大会を契機として、競技力の向上はもとより、町民一人ひとりが生涯にわたってスポーツを楽しみ、感動を分かち合い、スポーツを通じた健康なまちづくりに参画できる環境づくりを推進します。

さらに、創意工夫とおもてなしの心で全国から訪れる方々を温かく迎え、この大会を通じて雫石町の魅力を全国に発信します。

2 実施目標

(1) 東日本大震災からの復興に向かう姿を全国に発信する大会

国民体育大会の開催を通じて、東日本大震災からの復興に向かう姿を全国に発信し、国内外からいただいた支援に対する感謝の思いを表すとともに、復興への誓いを新たにす大会とします。

(2) 町民協働による大会

町民総参加のもと、企業、団体、ボランティアなど多様な主体の参画を促し、町民協働により大会の成功を目指します。

(3) 競技力の向上と生涯スポーツ社会を推進する大会

国民体育大会の開催を契機に、選手の競技力向上及び指導者の育成等ができる体制を築くとともに、町民一人ひとりが生涯にわたりスポーツを楽しみ健康な町づくりを推進します。

(4) 雫石の魅力を全国にアピールする大会

全国から訪れる方々をおもてなしの心で温かくお迎えし、感動と友情の輪を広げ、本町の素晴らしさや魅力を全国に伝える大会とします。

【第2号議案】

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会平成25年度事業計画(案)について

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会平成 25 年度事業計画（案）は、次のとおりとする。

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会平成 25 年度事業計画(案)

- 1 国民体育大会開催に係る総合的な準備計画策定及び検討
 - (1) 第 71 回国民体育大会雫石町開催推進総合計画及び年次計画
 - (2) 第 71 回国民体育大会雫石町実行委員会各種基本計画
- 2 先進地の準備状況の調査及び研究
 - (1) 長崎県佐世保市リハーサル大会視察（第 46 回全日本社会人ターゲットアーチェリー選手権大会）（6 月 14 日～17 日）
 - (2) 第 71 回国民体育大会アーチェリー競技会場等基本設計策定
- 3 関係機関及び関係団体との連絡調整
 - (1) 岩手県アーチェリー協会、（公社）日本 3 B 体操協会北東北地区
 - (2) 岩手県実行委員会及び開催近隣市町村連絡会議
- 4 諸会議の開催
 - (1) 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会常任委員会
 - (2) 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会各専門委員会
- 5 その他開催準備業務の推進

【第3号議案】

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会平成25年度収支予算(案)について

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会平成 25 年度収支予算（案）は、次のとおりとする。

1 歳入の部

科 目	予 算 額	備 考
負担金	250,000 円	雫石町負担金
雑収入	1 円	貯金利息等
合 計	250,001 円	

2 歳出の部

科 目	予 算 額	備 考
総務費	50,000 円	
会議費	10,000 円	常任委員会、専門部会
事務局費	40,000 円	郵券代、消耗品等事務経費
開催推進費	200,000 円	
推進費	200,000 円	PR のぼり、横断幕、その他啓発物品
予備費	1 円	
予備費	1 円	
合 計	250,001 円	

【第4号議案】

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会常任委員会への委任事項(案)について

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会会則第12条第5項第1号の規定により、総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備総合企画及び運営に関すること
- 2 デモンストレーションスポーツとしてのスポーツ行事に関すること
- 3 輸送、交通、宿泊、医療救護及び衛生に関すること
- 4 アーチェリー競技の運営に関すること
- 5 広報及び住民運動に関すること

【報告事項】

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会会則第 15 条第 2 項の規程により、事務局規程等を次のとおり定める。

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会会則第 15 条第 2 項の規程に基づき、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(事務局)

第 2 条 事務局は、雫石町教育委員会社会教育課内に置く。

(所掌事項)

第 3 条 事務局は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会の運営に関する事務を処理する。

(組織)

第 4 条 事務局に次の職員（以下総称して「職員」という。）を置き、会長が委嘱する。

事務局長 1 名
事務局長補佐 1 名
事務局職員 若干名

2 前項の職員は、別表に掲げる雫石町職員をもって充てる。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 18 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

事務局組織

事務局長	事務局長補佐	事務局職員
雫石町教育委員会 社会教育課長	雫石町教育委員会 社会教育課 主査のうち 会長が指名するもの	雫石町教育委員会 社会教育課 職員のうち 会長が指名するもの

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会事務局規程細則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会事務局規程（以下「規程」という。）第6条の規程に基づき、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会雫石町実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 所掌事務

(所掌事務)

第2条 規程第3条に定める所掌事務は別表第1のとおりとする。

(服務)

第3条 職員の服務については、雫石町職員服務規程の例による。

第3章 専決

(専決)

第4条 事務局の事務は、会長の決定を受けて処理しなければならない。ただし、別表第2に掲げる事項については、事務局長が専決処分することができる。

2 前項ただし書きの規程により、専決した事項で必要と認めるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。

(代決)

第5条 別表第3に掲げる決裁権者が不在のときは、それぞれ同表の代決者の欄に該当する者が代決することができる。

第4章 文書の取扱

(記号及び番号)

第6条 文書に「雫国実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

(文書の発信)

第7条 文書の発信者名は会長名を用いる。ただし、軽易な文書については、事務局長名を用いることができる。

(文書の取扱)

第8条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱については雫石町文書取扱規程の例による。

第5章 公印

(公印)

第9条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第4のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

(公印の取扱)

第10条 前条に定めるもののほか、公印の取扱については、雫石町公印規程の例による。

第6章 旅費等

(旅費)

第 11 条 役員、委員、専門委員及び事務局職員が会務のため出張するときは、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、雫石町旅費の支給等に関する規程の例による。

第 7 章 財 務

(予算の編成)

第 12 条 事務局長は、あらかじめ会長の承認を受けた事業計画に基づいて予算編成するものとする。

2 事務局長は、編成した予算案を会長に提示し、承認を得なければならない。

(予算の補正)

第 13 条 事務局長は、予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、会長の承認を得て補正予算を編成することができる。

(出納員)

第 14 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長補佐をもって充てる。

(出納閉鎖)

第 15 条 毎年会計年度に属する出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(金融機関の決定)

第 16 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(決算)

第 17 条 事務局長は、出納に関する事務を完了したときは、毎会計年度収支決算を速やかに調整し証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、決算及び前項の書類を監事の審査に付さなければならない。

(剰余金)

第 18 条 各会計年度において、剰余金が生じたときには、翌年度の歳入に繰り入れることができる。

(準用)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出、その他財務会計に関する事項については、雫石町財務規則を準用する。

第 8 章 補 則

(補則)

第 20 条 この細則に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長を別に定める。

附 則

この細則は、平成 25 年 10 月 18 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

分掌事務
1 事務局組織、服務に関すること。 2 開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。 3 総会、常任委員会、各専門委員会に関すること。 4 宿泊、衛生、輸送、交通の調査計画に関すること。 5 事務局の庶務に関すること。 6 関係団体との調整に関すること。 7 競技会開催準備に関すること。 8 競技力向上対策に関すること。 9 スポーツ行事及びリハーサル大会の調査計画に関すること。 10 その他国体の準備に関すること。

別表第 2（第 4 条関係）

事 項	事務局長
1 旅行命令等に関すること。	役員、委員、職員の旅行命令及びその復命の受理に関すること。
2 職員の事務分担に関すること。	職員の事務分担に関すること。
3 寄付以外の収入の調定及び収入命令に関すること。	基準の定めのあるもの又は 1 件 130 万円未満のもの
4 支出負担行為に関すること。	1 件 130 万円未満のもの（ただし、食糧費は 1 件 2 万円未満及び研修負担金は 1 人 1 件 5 千円未満に限る。） 交際費、旅費及び公有財産購入費を除く。
5 支出命令に関すること。	1 意思決定を受けた支出負担行為又は債務負担行為に基づくもの（ただし、食糧費は 1 件 2 万円未満及び研修負担金は 1 人 1 件 5 千円未満に限る。） 2 短期雇用に係る賃金 交際費及び旅費を除く。
6 予算の流用に関すること	同一節内（旅費、需用費、負担金及び補助金にあっては細節内に限る。）の事業間予算の融通 雫石町財務規則第 17 条第 2 項に規程する経費の予算流用を除く。
7 刊行物の発刊に関すること。	刊行物等の発刊に関すること。
8 その他の事項	1 申請、届出、照会、回答、報告及び通知に関すること。 2 願書及び届出書の処理に関すること。

別表第 3（第 5 条関係）

決裁権者	代決者
会 長	事務局長
事務局長	事務局長補佐

別表第 4（第 9 条関係）

名称	寸法	書体
雫石町実行委員会会長之印	方18mm角	古印体